

第24期佐世保市農業委員会第16回総会議事録

1 開催日時 令和3年9月27日(月) 13時30分から15時00分

2 開催場所 西地区コミュニティセンター 第4講座室

3 出席農業委員(17名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 14番	田中 広昭
委員 4番	中里 政義	委員 15番	西尾 政喜
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 16番	赤木 行秀
委員 6番	浦 清一	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 7番	川口 勇二	委員 18番	内野 正実
委員 8番	小川 憲市		
委員 9番	牟田 昇		
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

委員 13番	水口 一男
委員 19番	大宅 和子

5 出席推進委員(13名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
三川内地区	迎 篤之	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉		
柚木地区	宮崎 敦		
大野地区	村田 司		

6 欠席推進委員

早岐地区	久野 利幸
相浦、九十九地区	富川 利光
宇久地区	畠中 辰秀
江迎地区	小川 憲人
鹿町地区	松田 庄二

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第152号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第153号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第154号議案 農地改良届について
第155号議案 非農地証明願について
第156号議案 非農地通知について
第157号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第158号議案 農用地利用集積計画（案）について
第159号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地転用許可不要案件の受理について
報告4 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第16回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。
やっとな秋らしい天気になって参りました。稲刈りも始まっているような状況でございます。恐らく台風も逸れて天気が続くと思われませんが、そのような大変お忙しい中、第16回総会のご案内を差し上げましたところご出席をいただきありがとうございます。
議案書発送の時点ではコロナの感染レベルが高かったため、農業委員だけで開催しようとしていたのですが、9月25日からレベルが下がるとのことでしたので、急なお願いで申し訳なかったのですが、推進委員も含め全員で開催とのことでお集まりをいただいたところでございます。このままの状態が続きコロナが終息することを願うばかりであります。本日もスムーズな議事進行により出来るだけ短時間で終わるようご協力いた

だきたいと思います。本日もよろしく申し上げます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、13番、水口委員と19番、大宅委員から欠席届が提出されていますが、委員総数19名中17名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

 なお、早岐地区の久野推進委員、相浦、九十九地区の富川推進委員、宇久地区の畠中推進委員、江迎地区の小川推進委員、鹿町地区の松田推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、14番 田中広昭委員、15番 西尾政喜委員、補充として16番 赤木行秀委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

 第152号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第152号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、説明に入る前に議案の差し替えがありますので、そちらをご用意ください。

 1番、宮地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については、当初計画は南風崎町の2筆。計画変更後は転用許可後に分筆を行った結果、同町の4筆になります。当初の転用計画は建売住宅。計画変更後の転用目的も変わりありません。

 変更の理由としましては、許可後、計画に沿って造成工事に着手したが、直後に木材をはじめとする資材価格の高騰や材料調達の遅れが生じ、当初予想できなかった程の予算増と工期遅延の見通しとなったため、当該事業継続は他事業へも悪影響を及ぼすと判断し、当初計画通りの事業遂行を断念せざるを得なくなった。とのことでした。

 耕作者なし、農振内白地、参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から北に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.2m、最低1.8m。周囲に擁壁を設け、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減、6.2m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は連たん区域で許可済です。当初は令和3年6月14日申請で令和3年7月15日許可となっております。

 本計画変更承認申請についてご承認いただいた後、第153号議案において、転用の許可の審議をお願いすることになります。

 以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。9月21日に坂口推進委員と申請代理人と私の3人で現地確認を行いました。これは以前計画が出されていて業者さんが変更されるということで、現在、造成中ではありますが、特に問題はないとして見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおりであります。木造建築から軽量鉄骨の建築に変わるとの変更がなされております。問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。
はい、原推進委員。

原委員 針尾地区の原です。前回の申請と今回の変更申請で、若干面積と地番が変わっているようなのですが、どうなっているのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 はい、事務局です。南風崎町183番について、転用の許可が行われた後に分筆が行われています。その関係で183番が183番1、183番3、183番4に分かれております。この分筆の際に、小数点以下の部分があったのですが、登記の際に小数点以下が切り捨てになっている関係で合計1㎡の面積が減になっています。なお、範囲としては全く変わっておりません。

原委員 わかりました。

議 長 ほかにありませんか。
はい、西尾委員。

15番 15番西尾です。木造から軽量鉄骨に変更といった点はわかります。しかし、申請者自体が変わるのであれば、内容変更ではなく、当初申請者が取り下げを行った後に、今回の変更申請者にあたる方が申請をし直すのが本来の流れではないのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 はい、事務局です。計画変更について、この場合は承継ということで事業そのものを、次の申請者が引き継いで行う事になります。こういった場合の手続きについてですが、現在、着工してある程度進行している分になりますので、既存の計画の方を変更すると

ということで、事業者が変わることについて変更承認申請を行います。この変更承認後に、次の153号議案で新たな申請者として、転用の許可申請を取り直す形となります。取り下げとした場合、従前の許可自体が無くなってしまい、現在、着工していることが違反となってしまふと思われまふので、まずは事業者を変えると言うことで計画変更承認申請を行い、次の153号議案で新たな申請者としての審査を行うこととなります。今回の手続きについて、許可権者である県との協議・指導の下、この形式での取り扱いとさせていただきます。

議 長 西尾委員よろしいでしょうか。
はい、西尾委員。

15番 15番西尾です。事務的に複雑すぎではないでしょうか。取り下げを行い、それを引き継ぐ申請をするだけでいいような気がしています。それから、申請者がなぜ変わるのか、理由がわかりません。

議 長 事務局。理由はわかりますか。

事務局 はい、事務局です。手続き方法については、事前に県との協議を行った結果です。県の許可となりますので、県のやり方に従わざるを得ないことをご理解いただければと思います。事業者の変更理由についてですが、議案に変更理由を記載していますが、コロナの影響や木材価格の急騰、資材調達の遅れなど、当初申請者では対応が難しい状況となつてしまつたため、様々な状況変化にも対応でき計画実行が可能な事業者に引き継ぎを行うとして申請されたものです。

議 長 手続き方法につきましては県と協議を行った結果であり、理由についても説明があつたとおりみたいですがいかがでしょうか。

15番 15番西尾です。分かりました。

議 長 ほかにありませんか。
はい、牟田委員。

9番 9番牟田です。変更理由の中で、他事業へも悪影響を及ぼすと記載されていますが、他事業とはどのようなものでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 はい、事務局です。他事業とは測量業務です。当初申請者につきましては、土地の測量や分筆を主な業務とされています。宅建業も行われていることから、建売住宅を計画

されていたのですが、資材高騰などにより、そのまま事業を進めると資金的にマイナスが生じ、主な業務である測量業務に影響が出てしまうとのことでした。

議 長 牟田委員よろしいでしょうか。

9 番 9番牟田です。分かりました。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第152号議案は許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第153号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第153号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。第153号議案につきましても、議案の差し替えがありますので、そちらをご用意ください。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、南風崎町の4筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は4筆合計2,753㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅、軽量鉄骨造2階建、建築面積62.74㎡が10棟。併用地ありで、敷地全体面積2,883㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でJR南風崎駅からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から北に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.2m、最低1.8m。周囲に擁壁を設け、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減、6.2m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は連たん区域で許可済です。

2番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、南風崎町。地目は、登記田、現況休耕地。面積は995㎡です。転用目的は長屋住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、長屋住宅1棟、木造2階建、建築面積295.38㎡。ボンベ庫建築面積1.63㎡、駐輪場建築面積5㎡、駐車場16台。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でJR南風崎駅からおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から北西に約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.75m。防護柵を設け

る。隣接地との境界にコンクリートブロック及びフェンスを設置し、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減、7.6m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は連たん区域です。

3番、早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は2筆合計503㎡です。転用目的は農業従事者住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積119.94㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは重尾町公民館から北に約280mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高2.2m。隣地との境界は緩衝地を設け、土砂の流出を防止する。日照通風、建物高を加減、4.7m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は農業従事者住宅です。

4番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町の3筆。地目は、登記田、現況田。面積は3筆合計2,833㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅、木造2階建、建築面積53㎡10棟。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは小野橋バス停から東に約130mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.4m。西側、南側には擁壁を設け、東側は安定勾配を保ち、締固め施工する。日照通風、建物高を加減、7.5m程度。建物の高さ及び区画内の配置に留意し、隣接農地の日照、通風を妨げないようにする。排水計画、雨水は自然流下、浸透促進装置により、地下浸透。汚水・生活雑排水は合併浄化槽からため池。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

5番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町の3筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は3筆合計381㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積116.76㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは小野橋バス停から東に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m。切土最高3.0m。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減4.8m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

6番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、新田町の3筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は3筆合計2,973㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅、木造2階建、建築面積50.51㎡4棟、木造2階建建築面積38.09㎡5棟、木造平家建て建築面積55.

27㎡2棟の計11棟。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でMR上相浦駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保特別支援学校から南に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.3m、最低0.8m。擁壁を設ける。隣接農地との境界は擁壁を設け、土砂の流出を防止する。日照通風、建物高を加減、最高8.2m程度。建物の高さ及び区画内の配置に留意し、隣接農地の日照、通風を妨げないようにする。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は下水道。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。都市計画法関係は連たん区域です。

7番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町田原。地目は、登記田、現況休耕。面積は264㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造平家建、建築面積85.29㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは吉田乃館から北東に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m。切土最高0.7m。擁壁を設ける。法面保護をする。スロープ部分以外は、現状のレベルで利用し、整地のみとする。南側と東側の農地との境界には、ブロックを設ける。日照通風、建物高を加減5.7m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

8番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町福井。地目は、登記田、現況畑。面積は385㎡です。転用目的は駐車場。権利は、使用貸借権設定です。施設は、事業用駐車場15台。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは福井洞窟から南に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.2m、切土最高0.2m。砂利を敷き、土留めを行うことにより、土砂流出を防止する。日照通風、建物を建設せず、現状のまま利用するので、被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

9番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町乱橋の2筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は2筆合計291㎡です。転用目的は住宅建築。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造2階建、建築面積111.79㎡。併用地ありで、計画全体面積は422㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは江迎中学校から南に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。隣接農地との間に擁壁を設けフェンスを設置する。日照通風、緑地、緩衝地を設ける。幅3m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

10番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町乱橋。

地目は、登記田、現況休耕。面積は777㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場346㎡。通路、転回路、緩衝地431㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは江迎中学校から南に約860mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。砂利を敷き整地する。周囲にブロックを設置し、土砂等の流出を防止する。日照通風、工作物を設けず、資材積高を加減する。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上ですが、関係する委員の方がおられますので、関係委員には一時退席していただいた上で、先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 8番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 8番吉井地区について、地区担当委員の調査結果を求めるところなのですが、13番水口委員が欠席されています。この案件については、世知原地区の尾崎推進委員が現地確認をされているので、調査結果をお願いします。

尾崎委員 世知原地区の尾崎です。9月25日に水口委員と末永推進委員が確認中に、水口委員が体調を崩されたとのことで、急遽私が呼び出されまして、現地を確認してまいりました。この案件は、古民家体験工房の駐車場として申請がなされているものです。近隣に民家も農地もないので、被害防除計画を守って貰えれば特に問題ないと思っています。以上です。

議長 それでは、8番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。8番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、8番の案件につきまして許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、8番以外の残りの案件について審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番宮地区。

3 番 3番阿波です。1番は、152号議案で審議された案件です。9月21日に坂口推進委員と申請代理人と私の3人で問題ないとして見てまいりました。それと、1番に関して後で結構ですので、152号議案で計画変更承認がなされた上に、153号議案で転用許可といった2重の手続きがなぜ必要なのかを再度確認させていただければと思います。

次に2番について、9月21日に坂口推進委員と申請代理人と私の3人で確認しました。以前、駅前の集合住宅が作られたところなのですが、住宅地の真ん中あたりが農地としての利用がされないままの状態であり、この辺りでの営農は難しそうなので、やむを得ないと思いついてまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。1番については阿波委員が言われたとおり問題ないと思います。2番については、この土地は住宅地に囲まれた耕作不適地でありまして、私が子どもの頃から休耕地だったような記憶があります。今後も耕作の見込みがない土地なので、転用も致し方ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。3番早岐地区については、私から報告させていただきます。9月25日に久野推進委員と見てまいりました。ここは元々、分家住宅を建てたいとのことで農振除外申請がなされており検討したところです。譲渡人が高齢であり、営農についてお孫さんに引き継ぐため、農家用の住宅を建てたいとのことでしたので、なんら問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 久野推進委員が欠席ですので次に進みます。4番、5番、6番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。4番、5番、6番について、9月21日に富川推進委員と3地区見てまいりました。4番におきましては、農用地からの除外が済んでいます。面積は結構あるのですが、機械が使いにくいようなびつな形をしている田んぼです。それと、道路よりも低くなっていて、排水が悪いといったところがございます。5番につきましては、傾斜地であり、ここも機械が使いにくいような畑となっています。6番につきましては、前回、農用地からの除外申請がなされています。下水道の整備もされていて、道路を挟んで反対側は住宅地になっています。そのような場所ですので、住宅用地として申請がされたものだと思います。以上です。

議 長 富川推進委員が欠席ですので次に進みます。7番吉井地区。

末永委員 吉井地区の末永です。9月25日に水口委員と調査してまいりました。この並びで以前に2棟許可がなされていて、それに付随する形で今回申請がなされています。家を建てても周囲の農地には影響がないと思います。また、汚水・生活雑排水も合併浄化槽を經由して道路側溝へとのことでしたので、特に問題ないと考えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは次に、9番、10番江迎地区。

17番 17番松永です。9番、10番について9月22日に小川推進委員と一緒に現地確認して来ました。まず、9番につきましては、ずっと保全管理がなされているところでして、隣は住宅ですので問題ないとして見てまいりました。10番については、先日農振除外してもらったところですが、被害防除計画を守って貰えれば問題ないと見ております。以上です。

議 長 小川推進委員も欠席ですので報告は以上になります。それでは第153号議案の8番を除いた案件について、何かご意見等ございませんか。

はい、原推進委員。

原委員 針尾地区の原です。4番相浦、九十九地区の案件についてですが、雨水の自然流下の浸透促進装置とはどんなものかということと、汚水・生活雑排水が合併浄化槽からため池となっていますが、このため池は、他の田んぼなどには使われていないのでしょうか。合併浄化槽の水は窒素分が多いので、もしも使用される場合は、周辺農地への影響などについて耕作者とも話は出来ているのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 はい、事務局です。ご質問の件ですが、まず、浸透促進装置につきましては、事務局としても初めて聞く設備です。都市計画法の関係で、雨水をそのまま道路側溝に流すと、川が近いこともあって流量的に危ないので、出来るだけ土地の方で処理できないかとの協議が行われたそうです。浸透促進装置と言うのは、少し深堀して雨水を溜樹のようなところに集めて、なるべく地下に浸透させるようにして、あふれた分だけが雨水として道路側溝に流れるようにする装置とのことでした。住宅は10棟建築予定なのですが、各棟に浸透装置を設置して雨水は基本的には地下に浸透させ、あふれた分を道路側溝へ流すようにするとのことでした。

次に、合併浄化槽からため池へとしている件に関してですが、このため池というのは、谷になっているところの一番下に出来ているため池でして、佐世保市所有となっております。このため池は農業利用されておらず、他の農地からの水を最後に受けて川に流すといった、いわゆる遊水地としての役割を担っているため池ですので、農業用水として

取水することはありません。

議 長 原推進委員よろしいでしょうか。

原 委 員 針尾地区の原です。分かりました。

議 長 それではほかにはありませんか。
はい、西尾委員。

1 5 番 1 5 番西尾です。2 番の案件で駐輪場として建築面積 5 m²と記載されているので、小屋のようなものを建てるのかなと想像しているのですが、もしそうだとした場合、駐輪場といった表記は適切なのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、事務局です。表記に関してですが、アパートなどで見かける、柱が 2 本で屋根だけがあるといった駐輪場を想像していただければと思います。今回、建物として建築面積を入れているのですが、壁は無く、柱と屋根だけですので、駐輪場として表記させていただきます。

議 長 西尾委員よろしいでしょうか。

1 5 番 1 5 番西尾です。分かりました。

議 長 それではほかにはありませんか。
はい、事務局。

事 務 局 はい、事務局です。先ほど阿波委員からお尋ねがありました、1 5 2 号議案で計画変更承認とした上で、更に 1 5 3 号議案での転用申請を必要としている件に関してですが、基本的に県の指導の下でそのような手続きを行っております。計画変更承認と言うのは、現在の計画を変更して差し支えないか、と言うことを検討するものです。その後、承継者に対して新たな転用許可を出しなおす必要があるため、改めて 5 条の申請が必要になります。そういったことで、2 重の手続きが必要となっているようです。

議 長 阿波委員よろしいでしょうか。

3 番 3 番阿波です。分かりました。

議 長 それではほかにはありませんか。

はい、牟田委員。

9 番 9 番牟田です。6 番相浦、九十九地区の件ですが、この案件は令和 3 年 2 月 25 日の第 9 回総会において、第 80 号議案 佐世保市農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等についての審議を行う中で、ここは水に浸かるので、水路を付け替えていただいたらどうかとの意見を付して、農業畜産課へ回答していると思います。その後、対応がなされているのか、それとも当初計画のままになっているのかお尋ねをいたします。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、事務局です。牟田委員がおっしゃったとおり、2 月総会時に図面を確認しながら審議する中で、富川推進委員より右と左に水路があったとして、一方にだけ水を流すようにしてしまうと、雨水が溢れやすい場所なので意見を付したいとされた案件でした。その後、富川委員も地域の方へ入って、事業者や建築指導課との協議を行った結果、雨水に関して一方にだけ流すように計画していたのを、傾斜をつけて右と左に流すような形に計画変更されました。それであれば問題ないだろうと地元と協議した上で、今回の転用申請となっています。

議 長 牟田委員よろしいですか

9 番 9 番牟田です。分かりました。

議 長 それではほかにはありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第 153 号議案については、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第 154 号議案 農地改良届について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 154 号議案 農地改良届について、ご説明いたします。

1 番、中里地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は下本山町の 1 筆。地目は、登記田、現況休耕地。農地面積、施工面積は 1, 029 m²です。農地改良を必要とする理由は畑として利用するため。参考事項としまして、こちらは本山駅から西南西に約 540 m の位置にあります。作付計画はたまねぎ。作付予定日は令和 3 年 10 月 30 日。

工事期間は令和3年9月30日から令和3年10月30日。施工者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.0m、切土最高0.6mとなっております。土の量は1,100m³、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。9月19日に永田推進委員と届出人と一緒に現地確認を行いました。ここは道路より低くなっておりまして、現状のままでは耕作ができないような状態です。山土を入れて改良を行えばいい畑になるのではと思って見て来ました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員の言われたとおりです、よろしくお願いたします。

議 長 この案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第154号議案について受理することといたします。
続きまして、第155号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第155号議案については、先日お配りした資料に誤りがありましたので、本日、お手元にお配りしております、右上に差替と表示しております資料と差し替えをお願いいたします。赤で表示している部分を修正しております。お手数をおかけしますが、よろしくお願いたします。それでは、第155号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、三川内地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、木原町の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積は171m²です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは木原公園から南西に約200mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

2番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、権常寺町の1筆。登記地目畑、現況法面。面積は1.10m²です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは市営早岐住宅Aから東北東に約600mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-7に該当します。

3番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、黒髪町の2筆。登記地目畑、現況宅地。面積は合計450㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは黒髪第二公園から北北東に約450mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

4番、皆瀬地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、野中町の1筆。登記地目田、現況駐車場。面積は42㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは皆瀬駅から東南東に約450mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-4に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区。

4 番 4番中里です。9月24日に迎推進委員と現地確認を行いました。現在も家が建っており宅地として利用されています。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。今、中里委員がおっしゃったとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 2番早岐地区については、私から報告させていただきます。9月25日に久野推進委員と一緒に見てまいりました。ここは事由の②-3-7、過去に非農地証明書が交付されており、農地に戻ることなく、現在も引き続き人為的に非農地化している土地であります。何ら問題はないと思います。以上です。

議 長 次に、3番日宇地区。

6 番 6番浦です。9月20日に磯本推進委員と一緒に現地を確認しました。登記上は畑になっていますが、以前から宅地として利用されていて何ら問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員がおっしゃったとおり、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、4番皆瀬地区。

1 0 番 10番辻です。9月20日に、大宅委員と山口推進委員の3人で現地を見てまいりま

した。こちらは旧国道沿いにありまして、周りに農地もなく現況どおり駐車場として利用されています。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

山口委員 皆瀬地区の山口です。辻委員が言われたとおり駐車場として使われています。周りに農地もなく問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第155号議案について、非農地証明を交付することとします。続きまして、第156号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第156号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、244筆で面積が155,426.11㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。
はい、阿波委員。

3 番 3番阿波です。非農地判断について、山林化した部分に関しては比較的分かりやすいのではないかと思います。原野といった部分については判断が難しい場合があります。新しい委員さんもいらっしゃいますしコロナのレベルも下がったので、判定の仕方などについて、再確認の場を設けて頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 貴重なご意見ありがとうございました。実は、以前から計画はしていたのですが、コロナのせいで実施が難しい状況が続いていました。今後の状況次第とはなりますが、開催について検討したいと思います。

それでは、ほかに何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第156号議案について、非農地通知を発出することといたします。

続きまして、第157号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第157号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町。地目は、登記畑、現況畑。面積は152㎡。農振外。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町。地目は、登記畑、現況果樹園。面積は502㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、塩浸町の4筆。地目は、登記田、畑、現況田、休耕。面積は4筆合計2,780㎡。農用地区域、農振内白地。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番江上地区。

2 番 2番川上です。1番と2番について9月23日に、北村推進委員と現地確認を行いました。1番については現在野菜を作られていて、今後も譲受人が野菜を作られますので、別に問題ないかと思えます。次に2番ですが現在みかんを作られており、今後も譲受人が引き続きみかんを作られますので大丈夫だと思います。よろしく願いします。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

北村委員 江上地区の北村です。今、川上委員がおっしゃったとおりであり、1番2番とも何ら問題ないと思えます。以上です。

議 長 次に、3番三川内地区。

4 番 4番中里です。9月24日に迎推進委員と一緒に確認して来ました。申請時には畑の

2筆が休耕となっていました。今は馬鈴薯を作っているとのことでした。弟さんからの贈与とのことでは何ら問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。中里委員の報告のとおりです、よろしくお願いします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第157号議案については、許可することといたします。
続きまして、第158号議案 農地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第158号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、吉井地区1件、江迎地区1件の計2件。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第158号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。
続きまして、第159号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第159号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告4を先にご報告いたします。27ページをお開きください。

報告4 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。農地

法第18条第6項の規定に基づく利用権の合意解約について、江上地区1件、宮地区1件、柚木地区1件、皆瀬地区1件で合計4件を受理しております。以上報告いたします。それでは、議案に戻ります。

第159号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、宮地区7件、早岐地区1件、柚木地区1件で合計9件の申し出がありました。なお、8番の案件に該当する農業委員がおられます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 8番の案件の審議につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限により議長を副会長に交代いたします。よろしく願いいたします。

議長 議長を代わりました。それでは8番の案件に関しまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の対象となる委員について、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議長 それでは、8番について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、8番については承認とします。それでは、議長を交代いたします。委員につきましては入室し、着席してください。

～委員入室～

議長 議長を代わりました。それでは、8番を除く残りの案件について審議いたします。何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第159号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地転用許可不要案件の受理について

報告4については、先ほど説明したとおりです。

報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について

以上、報告1～5までございますので、後もってご確認いただきますようお願いいたします。以上です。

議長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【11月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】

【長崎県並びに佐世保市におけるコロナ感染レベル引き下げについて】

【非農地通知判定に係るブロック会議の開催について】

【県主催による農業委員研修会の開催について】

議長 それでは、ほかになにかありませんか。

はい、西尾委員。

15番 15番西尾です。宇久のメガソーラーについて、許可が出て2年が経過するのですが、営農型に関して、農地を借りて牧草を植えていた方が、所有者に返却している所があるようです。放置するとセイタカアワダチソウまで生えてきますので、このまま見過ごすわけにはいかないと思っています。

どこまで営農型をやれるのか分からない状況で、島中が荒れ放題になってきていますので、会長名で宇久島総合開発に勧告書なりを出した方がいいのではと考えています。

その辺についてお考えをお願いします。

議長 メガソーラーについては、最終的には県が許可しているわけですが、実際、2年が経過しています。総会で審議して今の結果になっている以上、我々にも全く責任がないとは言いきれないので、現在どのような状況になっているのか、また、営農型が始まれば年に2回程度確認に行くとかしなければならぬと思っています。

この件については、西尾委員や島中推進委員だけではなく、我々や以前の農業委員な

ども交えて事業者と打ち合わせをする必要性を感じていますので、是非検討したいと思っています。

1 5 番 1 5 番西尾です。もしも事業を断念された場合にも、荒れた土地を返された方も困ると思います。次の借り手も荒れていては借りないので、益々荒れて行ってしまいます。

議 長 西尾委員 1 人だけでは調査や交渉は難しいので、皆で取り組みたいと思います。よろしいでしょうか。

1 5 番 1 5 番西尾です。はい。

議 長 それでは、以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第 1 6 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。